

軽費老人ホーム ケアハウス「みどりの丘」重要事項説明書

1・当法人の概要

法人名 社会福祉法人 治生会
代表者名 理事長 仲村宏
所在地 〒273-0041 千葉県船橋市旭町4-9-1
電話番号 047-430-7781
設立年月日 平成 8年 8月28日

2・ご利用施設

事業の種類 軽費老人ホーム
施設の名称 ケアハウスみどりの丘
施設長名 仲村 宏
所在地 〒273-0041 千葉県船橋市旭町4-9-1
電話番号 047-430-7711
ファックス番号 047-430-7779
開設年月日 平成10年 4月 1日
定員 30名

3・施設運営方針

笑顔といたわりの心を持ったサービスを提供し、入居者の方々が、できるだけ長く自立した生活が出来るよう援助する

4・職員の勤務体制

職種	勤務体制	勤務形態	備考
施設長 1名	9時～18時	常勤	船橋あさひ苑と兼務
相談員 1名	早番 7時30分～16時30分	常勤	ケアハウス
介護員 3名	日勤 9時～18時		
	遅番 9時45分～18時45分		

5・利用条件（運営規定第4条）

☆60歳以上の方

☆自炊が出来ない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族より援助を受けることが困難な方

☆伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない方で共同生活に適應できる方

☆各種サービス(ホームヘルパー・デイサービスなど)を利用することにより自立した生活を送れる方

☆生活費に充てることが出来る資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる方

6・利用料と減額

☆別紙料金表を参照

☆利用料は翌月分を毎月25日までに施設が指定する金融機関の口座にご入金下さい

☆食費は1週間前の届け出で5日以上の外泊の場合のみ1日800円利用料から差し引きます

☆入院の場合は翌日より生活費を日割り計算し差し引きます

☆併設施設のあさひ苑デイサービスを利用された日の昼食は1回300円差し引きます

7・当施設が提供するサービスの概要

<p>食事</p>	<p>☆管理栄養士が栄養のバランスのとれた献立を立て、毎日3食提供します ☆原則として食堂での食事提供となります ☆食事時間 朝食： 8時～9時 昼食： 12時～13時 夕食： 18時～18時45分 ☆厨房より提供された食事は、食中毒など衛生面上、居室への持ち帰りは出来ません</p>
<p>入浴</p>	<p>☆月・水・金・日曜日の週4日入浴できます ☆入浴時間 9時30分～17時まで ※昼食の前後はなるべく入浴を避けて下さい ☆入浴時の禁止事項 浴槽内で身体を洗うこと 浴室で髪染や洗濯 身体を洗わないで直接浴槽に入ること</p>
<p>相談および 援助</p>	<p>☆ご利用者及びご家族から、ご利用者の生活についてのあらゆる ご相談に誠意を持って応じ可能な限り必要な援助を行うよう努めます</p>
<p>社会生活上の 便宜</p>	<p>☆月1回施設の車で買い物に外出します ☆月1回訪問床屋・訪問美容師が来ます ※費用は各自お支払下さい ☆月2回訪問販売があります ☆毎週ヤクルト販売と信用金庫の訪問サービスがあります ☆入居者の方に参加していただくクラブ活動を行っています ※実費は各自負担です ※クラブ活動などは自由参加です</p>
<p>立ち入り</p>	<p>☆各設備点検や緊急やむを得ない場合に、職員が居室内に立ち入ることが ありますのでご了承下さい</p>
<p>保健衛生管理</p>	<p>☆年1回必ず健康診断を受けて下さい ※検査結果は必ず提出して下さい 施設は検査結果を保管し健康管理に配慮します ☆体調の悪い時は早めに受診して下さい ☆居室の清掃、洗濯等を行い常に清潔に心がけて下さい 職員は居室内の清掃は行いません 洗濯機と乾燥機は1階と2階にあり洗濯機は無料で使用できます 乾燥機は有料となります (30分 100円) ☆ゴミは所定の場所に分別して捨てて下さい</p>
<p>防災・防犯等</p>	<p>☆居室内でロウソク・線香・煙草などの火気を使用しないで下さい ☆施設で行う避難訓練には積極的に参加して下さい (年3回実施) ☆居室内で使用するカーテンやのれんなどは防災の物を使用して下さい ☆貴重品の保管には十分に注意して下さい</p>
<p>その他</p>	<p>☆ケアハウス職員による介護サービスはありません 必要に応じて個人で介護サービス事業所と契約していただきます ☆身元保証人、緊急時に連絡のできる方に変更があるときは速やかに事務所に お知らせ下さい ☆職員に対する金品の贈与等は堅く禁じられておりますのでご協力下さい ☆これ以外にも施設よりお願いすることがありますのでご理解下さい</p>

8・施設側からの契約解除要件(契約書第16条の1)

施設は入居者が次号のいずれかに該当する場合、入居者に対し1カ月の
予告期間において、この契約の解除を通告する事ができるものとする

☆入居の要件に関して、虚偽の届出をおこなって入居した時

☆利用料を3ヵ月以上支払わないとき

☆サービスの提供に要する費用の減額に当たって虚偽の届出を行った場合

☆施設長の承諾を得ないで、施設の建物や付帯設備等の造作・模様替えを行い
且つ原状回復をおこなわないとき

☆個別の日常生活上の援助(調理を除く)又は介護を必要とする状態にもかかわらず、
それらをうけることが出来ない時

☆金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなったとき

☆その他共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき

※宗教活動 政治活動 営業活動 泥酔 けんか 薬物乱用 など

☆認知症などで利用者本人の安全が確保できなくなったとき

☆ホームヘルプサービス等の介護を受けても自立支援が困難になったとき

9・利用者からの契約解除

☆退去される30日以上前に退居届を提出して下さい

例:9月1日届出の場合10月1日契約終了日

10・原状回復の義務

☆居室内の模様替え等をを行った場合は、入居契約書第14条

(現状回復の義務及び費用負担)にしたがって、入居者が実費を負担します

☆居室の状況に応じ、ルームクリーニング代・壁面クロス張替え・床張替え

トイレ便座取り替え等の実費を入居者が負担します

11・緊急時の対応

入居者に様態の変化等があった場合は、保証人に連絡いたします

病院への付き添いや見守り等をお願いします

緊急性のある場合は救急搬送を職員が付き添います

保証人は直ちに搬送先の病院まで来ていただき職員と引き継がせていただきます

その際、付き添う職員の施設までの帰りのタクシー代を請求させて頂く事もあります

12・個人情報の保護

職員は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が
策定した「医療・介護従事者における個人情報の適切な取扱いの為のガイドライン」を

遵守し、適切な取扱いに努めます

13・その他、サービス利用にあたっての留意事項

外出：外出簿に記入し外出カードを持って外出して下さい

※ケアハウス玄関は18時45分～翌朝6時まで防犯のため施錠します

帰りが遅くなる場合(18時45分以降)は外出前におよその帰宅時間をお知らせ下さい

施錠後は宿直者が対応しカギを開けますので帰宅されましたらあさひ苑までご連絡下さい。

あさひ苑の電話番号は047-430-7781です

また、外出先で急に遅くなるような時はご連絡下さい

外泊：前もって外泊届を提出して下さい

宿泊：ご家族やご友人が入居者の居室に宿泊することが出来ます

※ゲストルームはありません 寝具もご自身で用意して下さい

来客食：ご家族やご友人が来苑に伴い、お食事をお出しすることが出来ます

※前もって人数をお知らせ下さい

料金 朝食 300円

昼食 500円

夕食 500円

※翌月、請求させていただきます

14・賠償責任

天災、事変その他不可抗力及び火災・盗難・あるいは外出中の不慮の事故により

入居者が受けた損害について施設は、一切の賠償責任を負いません

但し、施設の故意または重大な過失によって入居者に損害を与えた場合は、この限りではありません
ありません。

15・サービス内容・施設内でのトラブル等に関する相談・苦情

(1) 苦情処理について

苦情受付(担当者) 生活相談員 平間 美由紀

苦情解決責任者 施設長 仲村 宏

苦情受付時間 9時～17時

第三者委員

(1) 小林 貫一 連絡先 047-493-7175

(2) 砂子 隆 連絡先 047-454-0059

(2) 都道府県「運営適正委員会」の紹介

当施設で解決できない苦情は千葉県社会福祉協議会に設置された

千葉県運営適正委員会に申し立てることが出来ます

※愛称:福祉サービス利用者サポートセンター

住 所: 千葉県中央区千葉港4-3 千葉県福祉センター1階

電話番号: 043-246-0294

受付時間: 9時～17時 ※土曜日・日曜日・祭日・年末年始を除く

令和 年 月 日

私は、本書面に基づき「ケアハウス みどりの丘」利用にあたっての重要事項の説明を受け
内容を理解し承諾しました

〈ご利用者〉

住所

氏名

_____ 印

〈身元保証人〉

住所

氏名

_____ 印

〈説明者〉

軽費老人ホーム「ケアハウス みどりの丘」

職員氏名

_____ 印